



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(三七・人事課)……………1

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年四月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十七号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項建設管理課の項第十八号中「この項及び第二百四十五条第三項の表第十四号において」を削る。

第二百四十五条第三項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三	県土整備技 監	建設交通部	上司の命を受けて、 知事が指示する県土 整備に関する調査、 調整等をつかさど る。
---	------------	-------	---

第二百四十五条第三項の表中第二十四号を削り、第二十三号を第二十四号とし、第六号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

上司の命を受けて、

六

温暖化対策
統括監
部 生活環境文化

地球温暖化対策に関する特に重要な事項の統括に関する事務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄